

○厚木愛甲環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成18年4月1日)
(条例第4号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務用機器に関する賃貸借契約及び賃貸借契約に付随する保守に関する委託契約
- (2) 公用車に関する賃貸借契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務に支障を及ぼす契約

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。